

三沢市福祉避難所設置・運営マニュアル

平成30年1月

三沢市福祉部
介護福祉課・家庭福祉課

目 次

第1章 平常時における取組

- 1 福祉避難所の定義及び受け入れの対象となる方・・・・・・・・・・ 1
 - ア 福祉避難所の定義
 - イ 受け入れの対象となる方
- 2 福祉避難所の指定・・・・・・・・・・ 1
 - ア 福祉避難スペース
 - イ 福祉避難所
- 3 福祉避難所指定の基準・・・・・・・・・・ 2
- 4 福祉避難所の運営体制の事前整備・・・・・・・・・・ 2
 - ア 運営スタッフの人材確保
 - イ 物資・器材の備蓄
- 5 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施・・・・・・・・・・ 3
 - ア 周知・普及啓発
 - イ 訓練、研修等の実施

第2章 災害時における取組

- 1 福祉避難所の開設・・・・・・・・・・ 4
 - ア 避難所の開設
 - イ 要配慮者の把握
 - ウ 要配慮者の移送
 - エ 移送手段の確保
 - オ 緊急入所等の実施
- 2 福祉避難所における要配慮者の支援・・・・・・・・・・ 7
 - ア 避難者名簿等の作成・管理
 - イ 福祉的配慮の提供
- 3 福祉避難所の統廃合、閉鎖・・・・・・・・・・ 7

資料1 災害時要配慮者移送用シート

資料2 聴覚障がい者用ポスター、聴覚障がい者用コミュニケーションボード1、
聴覚障がい者用コミュニケーションボード2、要配慮者用場内アナウンス

資料3 福祉班災害応急対応マニュアル

資料4 福祉避難所一覧

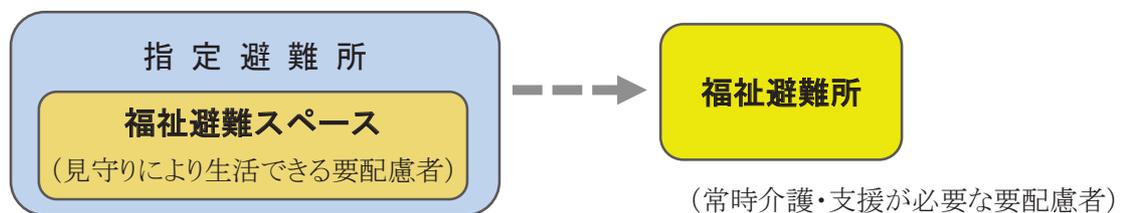
第1章 平常時における取組

1 福祉避難所の定義及び受け入れ対象となる方

ア 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、一般の指定避難所では生活に支障を来す高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者のために、バリアフリー化された施設の整備や専門的な知識を有する生活相談員の配置など特別な配慮がなされた避難所である。

市では、見守りにより生活ができる方のために、一般の指定避難所の中の「福祉避難スペース」を設け、併せて常時介護や支援が必要な方のための「福祉避難所」を指定している。



イ 受け入れの対象となる方

「三沢市地域防災計画」に定める指定避難所に避難した方のうち、原則、指定避難所における避難生活が困難だと思われる方(常時介護・支援が必要な要配慮者)を福祉避難所受入れの対象とする。

- (ア) 高齢者(65歳以上)で、要介護認定5、4、3の方、又は常時、見守りや介護が必要なため指定避難所における避難生活が困難だと思われる方
- (イ) 障がい者(手帳所持者又は相当する者)で、指定避難所における避難生活が困難だと思われる方
- (ウ) 妊産婦・乳幼児で、指定避難所における避難生活が困難だと思われる方
- (エ) 在宅の傷病者で、指定避難所における避難生活が困難だと思われる方
- (オ) その他必要と認める者

2 福祉避難所の指定

ア 福祉避難スペース

「三沢市地域防災計画」に定める指定避難所の一区画(部屋)を福祉避難スペースとし、見守りにより生活できる要配慮者を福祉避難スペース受入れの対象とする。

同一の建物となるので、要配慮者の避難スペースの確保は慎重に行わなければ

ならない。

《要配慮者への配慮した福祉避難スペース確保》

- トイレに近い場所の確保
- 寒くない、暑くない場所への誘導（確保）
- 畳の部屋がある場合は要配慮者を優先に
- 可能な限りプライバシーの確保
- 男女トイレの分離、着替えスペース、間仕切りの設置、授乳スペースの確保（乳幼児がいる場合）
- その他、見守りによる生活ができるような一定の配慮が必要

イ 福祉避難所

市と協定締結を行った市内の民間福祉施設を「福祉避難所」として指定している。平成29年12月末現在、市と協定を締結している民間福祉施設は10法人28施設、最大収容人員は267名となっている。（資料4：福祉避難所一覧）

一方、平成29年度調査の福祉避難所への避難対象者は809名となっており、充足率は約33%にとどまっている。市内全域が避難対象区域となった場合は市内の福祉避難所だけではなく、近隣市町村の福祉避難所への要請等を検討しなければならない。

3 福祉避難所指定の基準

- (ア) 原則として、土砂災害危険箇所区域外に位置すること。
- (イ) 原則として、津波浸水想定区域外に位置すること。
- (ウ) 原則として、耐震・耐火構造の建築物であること。
- (エ) 対象とする避難者に適する物理的障害の除去（バリアフリー化）がされていること。
- (オ) 避難者用スペースとして、1人当たり3.5㎡以上が確保できること。
- (カ) 原則として、生活相談員等が配置され、避難所生活に関して相談・助言・その他の支援を受けられる体制が整備されていること。（生活相談員等が配置されていない施設であっても、外部からの派遣により対応可能な場合は基準を満たすものとする。）

4 福祉避難所の運営体制の事前整備

ア 運営スタッフの人材確保・体制整備

- (ア) 福祉避難スペースの運営は、高齢者福祉施設については市介護福祉課職員、

障害者福祉施設については市家庭福祉課職員、それぞれの職員を中心に市災害対策本部福祉班（以下「福祉班」という。）の職員が交代で行う。（資料3：「福祉班災害応急対応マニュアル」参照）

- (イ) 必要となる専門的人員の確保に関して、災害時において速やかに支援を得られるよう平常時から関係団体等と連携を図るものとする。
- (ウ) 福祉避難所の運営は、別冊の施設向け「福祉避難所開設・運営マニュアル」や各施設が作成する運営マニュアルなどにより各福祉施設の職員において適切に対応していただく。
- (エ) また、福祉避難所を開設した場合の利用スペースや受け入れ可能人数、人員配置計画等を平常時からあらかじめ定めていただき、「福祉避難所設置（変更）計画書」（別冊様式1）を市に提出していただく。

イ 物資・器材の備蓄

- (ア) 避難生活に不可欠である食料・飲料水、毛布、衣類等の生活必需品や医薬品・薬剤などの物資の調達は、原則として市が行うが、各施設で提供可能な備蓄品や調達可能な物資等がある場合は提供していただく。
- (イ) 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテーション等の器材については、可能な限り各避難所において日頃から備蓄に努めていただく。

5 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

ア 周知・普及啓発

- (ア) 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）について、受入れの対象となる方やその家族、関係団体、地域住民等に周知を行うこととする。
- (イ) その際に指定避難所で生活可能な方は、福祉避難所の対象にならない旨も周知徹底しておく。

イ 訓練、研修等の実施

災害時において迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営するため、定期的に訓練を実施するとともに、必要な研修を行うこととする。

第2章 災害時における取組

1 福祉避難所の開設

ア 避難所の開設

- (ア) 災害対策本部長である市長からの避難勧告、指示等が出され、指定避難所の開設命令が発せられた場合、必要に応じ「福祉避難スペース」も同時に設置する。
- (イ) なお、「福祉避難所」の開設は、必要に応じて災害対策本部より福祉班を通じ各福祉施設へ開設要請を行い（別冊様式2：「福祉避難所に係る協力要請書」）、職員はもとより要配慮者及びその家族、関係団体や地域住民等に速やかに開設場所等を周知する。
- (ウ) 福祉班は、電話やファックス（別冊様式3：「福祉避難所連絡票」）等で福祉避難所からの連絡を受け、協力要請を行った福祉避難所の状況（開設可否等）を災害対策本部に連絡する。

イ 要配慮者の把握

- (ア) 指定避難所での要配慮者の把握は、福祉班内に設置している「要配慮者移送チーム」が、「災害時要配慮者移送用シート（資料1）」を作成し、次の表に基づき「施設避難」「最優先」「優先」及び「配慮」の4段階に区分する。
- (イ) シート作成の際には、聞き取りや面談、あるいは避難所担当職員の意見等を参考にしながら、的確な状況把握に努めるものとする。

福祉避難所移送分類表

移送分類	福祉避難所	福祉避難スペース		
	施設避難	最優先	優先	配慮
高齢者	要介護認定5、4、3	要介護認定3、2	要介護認定1 又は要支援2	要支援1
障がい者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者のうち肢体1、2級 ・精神障害者のうち発作等の症状が重い者 ・発達障がい者 ・自閉症者など 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者のうち 肢体 3～6級 視覚 1～3級 聴覚 2、3級 人工肛門利用者 ・知的障害者のうち 愛護手帳A ・発達障がい者 ・自閉症者など 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者のうち 視覚 4～6級 聴覚 4～6級 ・知的障害者のうち 愛護手帳B 	配慮ができればいいと認められる者
妊産婦 乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ※体調不良等で緊急を要する者 ※難病等重い病気のある乳幼児 	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児(出生28日未満)とその家族 ・安静又は支援が必要な妊産婦 	その他支援を希望する者	配慮ができればいいと認められる者
在宅の疾病者	<ul style="list-style-type: none"> ※人工呼吸器、酸素供給装置等の医療器具を使用している者 ※手術や退院後間もなく、リハビリ中の者など 	※手術や退院後間もなく、安静が必要な者		
その他配慮が必要と認められる者	福祉避難所での支援が必要と認められる者	福祉避難スペースでの支援が必要と認められる者	受入れが可能であれば支援したい者	配慮ができればいいと認められる者

※ 医療的な配慮が必要な避難者は、原則として医療機関等での対応としていただき、それが不可能な場合は医療管理が受けられる福祉避難所での対応とする。

ウ 要配慮者の移送

福祉避難所への受け入れ体制が整い次第、要配慮者の移送を行うが、次のとおり段階的に行うものとする。

また、移送にあたっては、福祉避難所担当職員との連絡を十分に行うこととする。

- (ア) 福祉避難所への移送は、施設管理者と協議の上、「施設避難」と判定された要配慮者から、「要配慮者受入依頼書」（別冊様式4）及び要配慮者に関する情報をファックスなどで福祉避難所へ送付してから行うものとする。福祉避難所への入所、退所の管理や施設との交渉等は介護福祉課が一元化して行う。
- (イ) 寝たきりでベッドから移動できない方などは、指定避難所へ集まることなく直接、福祉避難所への移送ができるものとする。
- (ウ) 指定避難所内に設けた福祉避難スペースへの受入れは、「最優先」と判定された要配慮者から行う。また、施設の受入れ状況や避難者の人数等を確認した後、更なる受入れが可能であれば順次「優先」「配慮」と判定した要配慮者の移送を行うが、受入れできる人数を超過した場合は、なるべく近い別の指定避難所と連絡を取り、福祉避難スペースへの移送に努める。
- (エ) あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合は、災害対策本部長並びに関係機関と協議の上、近隣自治体への福祉避難所の開設要請や、他の公的施設や民間施設等における開設を検討する。
- (オ) 福祉避難所へ同伴する家族等の人数については、原則2名以内とする。
- (カ) 福祉避難スペースへ同伴する家族等の人数については制限を設けないが、避難者が多数で要配慮者の受入れが困難な場合は、同伴者の人数を制限することができる。

エ 移送手段の確保

指定避難所から福祉避難所への移送は、避難者やその家族等が移送できる場合のほか、タクシー及び福祉避難所の車両等を使用することとし、可能な限り公用車以外に必要な車両の確保に努める。

オ 緊急入所等の実施

- (ア) 指定避難所内の福祉避難スペースでの避難生活が困難な要配慮者について、福祉避難所での避難生活にも支障がある場合、緊急入院、緊急ショートステイ等により適切に対応する。
- (イ) 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医

療機関に移送する。

2 福祉避難所における要配慮者の支援

ア 避難者名簿等の作成・管理

- (ア) 指定避難所内の福祉避難スペース、及び福祉避難所に避難している避難者の名簿（別冊様式5：「要配慮者受入リスト兼受入状況報告書」）を作成するとともに、名簿は随時更新するものとする。その他物資の受払簿等、必要な書類を作成して保存しておくものとする。
- (イ) また、福祉避難所等開設期間中は、要配慮者の状況、職員勤務状況、施設が応急的に調達した物資の状況等について、「福祉避難所日報」（別冊様式6）により福祉班に対し毎日報告を行うこととする。指定避難所内の福祉避難スペースにおいても、可能な限り日報等を整備するものとする。

イ 福祉的配慮の提供

- (ア) 要配慮者の状況並びに障がい者の障害種別などに応じた適切な避難場所の確保に努める。
- (イ) コミュニケーションボードやポスター（資料2）の提示など避難所での情報伝達は、障害種別に応じた手段の確保に努める。
- (ウ) 要配慮者の状況並びに障害種別などに対応したバリアフリー多目的トイレを提供し、その機能の維持に努める。
- (エ) 要配慮者の状況に対応して、プライバシーに配慮した間仕切り等の設置や更衣スペースの確保に努める。
- (オ) 避難生活等に関する個別の相談支援に努める。

3 福祉避難所の統廃合、閉鎖

- (ア) 必要に応じて、「福祉避難スペース」と「福祉避難所」の統廃合を行う。
- (イ) 災害対策本部より指定避難所の閉鎖命令が発せられた場合に、「福祉避難スペース」を閉鎖する。「福祉避難所」への避難対象者が不在の場合は、上記の命令以前であっても災害対策本部長の閉鎖命令により閉鎖することができる。
- (ウ) 開設期間は原則として災害発生後7日以内としているが、状況により福祉避難所との協議により延長する場合がある。

資料集

目 次

資料 1	災害時要配慮者移送用シート	11、12
資料 2-①	聴覚障がい者用ポスター	13
資料 2-②	聴覚障がい者用コミュニケーションボード	14
資料 2-③	聴覚障がい者用コミュニケーションボード 2	15
資料 2-④	要配慮者用アナウンス	16
資料 3	福祉班災害応急対策マニュアル	17~22
資料 4	福祉避難所一覧	23、24

※ 施設避難の判定の場合は、記入

付添人情報

続柄		氏名	
----	--	----	--

認知症	有 ・ 無		※ 有の場合 (軽度 ・ 中度 ・ 重度)			
服薬	有 ・ 無					
	名称					
	用途					
医療機関						
補装具等						
食事情報	刻み(有・無)	アレルギー	有・無	※ 有の場合 ()		
日常生活面 介護度合	食事		排泄		睡眠等	
障害者支援区分	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6					
かかりつけ医					連絡先	
利用している 事業所					連絡先	
配慮して欲 しいこと	情報伝達時					
	避難後					

乳幼児のみ	既往歴					
	食事情報	母乳・混合乳・人工乳(銘柄____、1回に____cc、2日____回) 離乳食(前期・中期・後期)・刻み・普通食				
	アレルギー	有・無	※ 有の場合 ()			
	排泄	おむつを使用している ・ 一人できる ・ 夜おむつをしている ・ トレニング中である <排便> 一人で出来る ・ おむつにする 1日__回 いつ頃()				
妊婦のみ	現在の状態	悪阻 ・ 貧血 ・ その他()			単胎 ・ 多胎	
	週数	週 日	主産予定日	年 月 日	服薬	
	その他					



みみ ことば
耳や言葉に

しょう かた
障がいのある方は

ひなんじょかかりいん
避難所係員へ

し
お知らせください。

わたし みみ ことば ふじゆう
私は耳や言葉が不自由です。 (○・×)

ひつたん
筆談できる。 (○・×)

ひなんしゃめいぼ じぶん きにゆう
避難者名簿に自分で記入できる。 (○・×)

じぶん ひなん
自分ひとりだけで避難している。 (○・×)

ぐあい わるい
具合が悪い。ケガをしている。 (○・×)

ふくしひなんじょ いどう きぼう
福祉避難所への移動を希望する。 (○・×)

じぶん かぞく くるま いどう
自分や家族の車で移動できる。 (○・×)

さいがい ひがい じょうきょう し
災害や被害の状況などを知りたい。 (○・×)

いそ れんらく とり
急いで連絡を取りたいことがある。 (○・×)



はい



いいえ

聴覚障がい者用コミュニケーションボード2

わたしは^{みみ}耳^{ことば}や^{ふじゆう}言葉が不自由です。^{ゆび}指^{しめ}で示しますので
^よ読んでいただけますか。

っ	わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
や		り		み	ひ	に	ち	し	き	い
ゆ	を	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
よ		れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
ん	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お	
。	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

要配慮者用アナウンス

皆様にお知らせいたします。

- お体の具合が悪い方
- お体の状態により団体での生活が困難な方
- 妊産婦や赤ちゃんをお連れの方
- 医療器具を使用されている方 などは

これから職員がお話を伺いますので、〇〇〇（具体的に分かりやすい場所を指示）にお集まりください。

なお、移動できない方につきましては、職員がその場に伺いますのでお知らせください。

避難者用場内アナウンス

皆様にお知らせとお願いがあります。

皆様のお近くに、お体具合の悪い方、団体での生活が困難と思われる方がおられましたら、市の担当職員までお知らせください。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

福祉班 災害応急対策マニュアル

【部名】

福祉対策部

【班名】

福祉班

【班長】

生活福祉課長

【構成部署】

生活福祉課
介護福祉課
家庭福祉課

1. 班の体制

	全職員数 (臨時・非常勤職員等を含まない。)	災害応急対策業務に従事可能な職員数			
		通常業務の維持継続に必要な職員数	災害応急対策業務に従事可能な職員数	災害対策要員	その他の職員
生活福祉課	9	4	5	3	2
介護福祉課	11	4	7	3	4
家庭福祉課	10	4	6	3	3
合計	30	12	18	9	9

2. 配備基準

	警戒配備		非常配備		
	連絡調整会議開催		災害警戒対策本部設置		災对本部設置
	災害対策要員	その他の職員	災害対策要員	その他の職員	全職員
生活福祉課			○		○
介護福祉課			○		○
家庭福祉課			○		○

職員が登庁して対応する場合『○』を記入してください。

(自宅待機等の場合は何も記入しません。)

3. 警報等の関係課

	大雨・洪水	暴風・竜巻	大雪・暴風雪	高潮・(波浪)	地震・津波
生活福祉課					
介護福祉課					
家庭福祉課					

各部署が関係する警報に『○』を記入してください。

(警戒配備のとき勤務時間外に登庁して対応する担当課です。)

4. 警戒配備時の対応

配備要員:関係課の災害対策要員 ※部長指示があったときは登庁して対応する。

対応人員				
初動期				
展開期				
終息期				

5. 非常配備(災害警戒対策本部設置)時の対応

配備要員:各課の災害対策要員

	生活福祉課	介護福祉課	家庭福祉課	通常業務担当職員
対応人員	生活福祉課3名	介護福祉課3名	家庭福祉課3名	左記以外の職員
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・班員に非常配備を連絡 ・災害関連情報の収集 ・今後の対応を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉施設に利用者の安否を確認 ・上記以外の要配慮者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設に利用者の安否を確認 ・上記以外の要配慮者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> 【時間内】通常業務 【時間外】自宅待機
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会との連絡調整(防災ボランティア関係) ・災害警戒対策本部に指定避難所の開設箇所を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所及び福祉避難所に要配慮者の避難状況を確認 ・安否確認が取れない要配慮者宅を訪問して避難支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援機関・団体へ避難行動要支援者名簿を送付 ・安否確認が取れない要配慮者宅を訪問して避難支援を実施 	
展開期	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティアセンターの開設 ・福祉関係施設の被害状況及び対応状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難している要配慮者に必要な支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難している要配慮者に必要な支援を実施 	
終息期	<ul style="list-style-type: none"> ・班員に非常配備の解除を連絡 ・最終的な被害状況を統括調整班へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に閉鎖を連絡 ・要配慮者の帰宅支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援機関・団体から避難行動要支援者名簿を回収 ・要配慮者の帰宅支援 	

6. 非常配備(災害対策本部設置)時の対応

配備要員:全職員

	生活福祉課	介護福祉課	家庭福祉課	通常業務担当職員
対応人員	生活福祉課5名	介護福祉課7名	家庭福祉課6名	左記以外の職員
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・班員に非常配備を連絡 ・災害関連情報の収集 ・今後の対応を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉施設に利用者の安否を確認 ・上記以外の要配慮者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設に利用者の安否を確認 ・上記以外の要配慮者の安否確認 	<p>【時間内】 通常業務</p> <p>【時間外】 自宅待機</p>
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会との連絡調整(防災ボランティア関係) ・災害対策本部に指定避難所の開設箇所を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所及び福祉避難所に要配慮者の避難状況を確認 ・安否確認が取れない要配慮者宅を訪問して避難支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援機関・団体へ避難行動要支援者名簿を送付 ・安否確認が取れない要配慮者宅を訪問して避難支援を実施 	
展開期	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティアセンターの開設 ・福祉関係施設の被害状況及び対応状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難している要配慮者に必要な支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難している要配慮者に必要な支援を実施 	
終息期	<ul style="list-style-type: none"> ・班員に非常配備の解除を連絡 ・最終的な被害状況を統括調整班へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に閉鎖を連絡 ・要配慮者の帰宅支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援機関・団体から避難行動要支援者名簿を回収 ・要配慮者の帰宅支援 	

7. 分担業務 ※部付業務については、各部長に確認し、主担当となる班が作成します。
この場合、業務名の頭に『○』を付けます。

分担業務	○福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
いつ	災害が発生した場合
どこで	総合社会福祉センターで
だれが	保健福祉対策部長が
なにを	福祉施設の被害調査及び応急対策を
どうする	実施するとともに復旧までに要する期間の見込みを関係各所に連絡する。
関連情報	

分担業務	○災害時要援護者(外国人を除く。)の安全確保対策に関すること。
いつ	平時から
どこで	各施設で
だれが	保健福祉対策部長及び災害時要援護者関連施設管理者が
なにを	災害時に災害時要援護者を
どうする	適切に避難誘導し、安否確認を行うための避難誘導體制を整備する。
関連情報	

分担業務	・部内の連絡調整に関すること。
いつ	随時(部内連絡を要する情報を入手したとき)
どこで	総合社会福祉センターで
だれが	福祉班長が
なにを	連絡調整が必要な事項について保健福祉対策部長(健康福祉部長)に確認した結果を
どうする	直接又は電話、シナジー回覧板等により連絡・伝達する。
関連情報	保健福祉対策部長(健康福祉部長)又は部内各課長の連絡先は、勤務時間外連絡網による。

分担業務	・ボランティアの要請、受入れ、登録及び派遣に係る調整に関すること。
いつ	随時(ボランティアの要請があったとき)
どこで	総合社会福祉センター及び社会福祉協議会で
だれが	福祉班長が
なにを	ボランティアの要請、受入れ、登録及び派遣に係る業務を
どうする	社会福祉協議会と連携して実施する。
関連情報	社会福祉協議会 53-3422

分担業務	・福祉避難所との連携に関すること。
いつ	災害対策本部が福祉避難所の開設を決定したとき
どこで	指定避難所で
だれが	介護福祉課及び家庭福祉課の職員が
なにを	要配慮者を
どうする	福祉避難所へ移動を支援する。
関連情報	福祉避難所 市内10法人28施設

分担業務	・福祉施設の巡回及び情報収集に関すること。
いつ	災害が発生し、または発生するおそれのあるとき
どこで	総合社会福祉センターで
だれが	保健福祉対策部長が
なにを	福祉施設の巡回及び情報収集を
どうする	行うとともに必要な対応をとる。
関連情報	

福祉避難所一覧

平成29年12月1日現在

No	施設名 (施設所在地)	電話番号	管理主体 (管理主体所在地)	想定 収容 人数 (人)	移送用 自動車 台数 (台)	受入対象者									その他	
						高齢者		障がい者								
						認知症 日常生活 自立度Ⅲ以上	要介護	肢体	視覚	聴覚	内部	知的	精神	発達		
1	グループホーム赤とんぼ (三沢市大字三沢字南山85-10)	0176-54-2332	有限会社 ケア・サポート三沢 (三沢市大字三沢字南山85-10)	3	3	○	○									
2	グループホーム赤とんぼ花園 (三沢市花園町1-5-16)	0176-54-1007	有限会社 ケア・サポート三沢 (三沢市大字三沢字南山85-10)	3	1	○	○									
3	松園ひばり苑 (三沢市松園町2-21-7)	0176-51-7075	社会福祉法人 常光会 (三沢市六川目6-28-6)	30	3	○	○									
4	堀口ひばり苑 (三沢市大字三沢字堀口164-291)	0176-58-7231	社会福祉法人 常光会 (三沢市六川目6-28-6)	45	1	○	○									
5	グループホームにこにこプラザみさわ (三沢市松園町3-2-1)	0176-51-7474	医療法人 仁泉会 (三沢市松園町3-2-1)	4	1	○	○									
6	やすらぎ苑 (三沢市大字三沢字淋代平116-3097)	0176-59-3784	社会福祉法人 同仁会 (三沢市大字三沢字淋代平116-3097)	10	2		○									
7	三沢老人ホーム (三沢市大字三沢字園沢158-8)	0176-54-2534	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	10	2	○	○	○	○	○						
8	松原ぬくもりの家 (三沢市松原町1-31-3704)	0176-53-3708	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	10	2	○	○									
9	松原コラボケアセンター (三沢市松原町1-31-3704)	0176-53-3783	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	-	○	○									
10	シニアライフ大津 (三沢市大津2-12-374)	0176-58-5057	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	-	○	○									
11	栄町コラボケアセンター (三沢市栄町3-125-1)	0176-53-1284	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	2	○	○									
12	栄町ぬくもりの家 (三沢市栄町3-125-1)	0176-53-1283	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	2	○	○									
13	松園デイサービス・スカイ (三沢市松園町2-7-7)	0176-53-3550	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	2	○	○									
14	松園ケアラウンジ・スカイ (三沢市松園町2-7-7)	0176-53-3550	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	2	1	○	○									
15	松園グループホーム・スカイ (三沢市松園町2-7-7)	0176-53-3550	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	1	1	○	○									

No	施設名 (施設所在地)	電話番号	管理主体 (管理主体所在地)	想定 収容 人数 (人)	移送用 自動車 台数 (台)	受入対象者								その他	
						高齢者		障がい者							
						認知症 日常生活 自立度Ⅲ以上	要介護	肢体	視覚	聴覚	内部	知的	精神		発達
16	岡三沢ぬくもりの家 (三沢市岡三沢1-1-97)	0176-52-6146	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	1	○	○								
17	岡三沢コラボケアセンター (三沢市岡三沢1-1-97)	0176-52-6100	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	1	○	○								
18	三沢デイサービスセンター (三沢市大字三沢字園沢156-8)	0176-54-4423	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	10	2	○	○								
19	障害者就労トライアルセンターボイス (三沢市大町2-4-13)	0176-53-2241	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	5	2			○	○	○	○	○	○	○	
20	大町児童デイサービスセンター ひかり (三沢市大町2-2-1)	0176-58-7507	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大字三沢字園沢156-8)	6	1			○				○		○	
21	シルバーピュア三沢 (三沢市大字三沢字堀口164-13)	017-739-6541	特定非営利活動法人 ラ・シャリテ (青森市第二問屋町3丁目3番31号)	5	1		○								
22	シニアマンション三沢・平畑 (三沢市平畑1-1-29)	017-739-6541	特定非営利活動法人 ラ・シャリテ (青森市第二問屋町3丁目3番31号)	5	1		○								
23	シニアマンション三沢・下久保 (三沢市大字三沢字下久保41-39)	017-739-6541	特定非営利活動法人 ラ・シャリテ (青森市第二問屋町3丁目3番31号)	5	1		○								
24	ハナハナ (三沢市南町4-31-3736)	0176-52-5870	NPO法人障害者地域生活センター ピ ア (三沢市南町4-31-3736)	30	4										○
25	グループホーム 木崎野の家 (三沢市栄町3-140-621)	0176-27-6246	社会福祉法人 誠友会 (おいらせ町向山東二丁目2の1263)	4	-							○			
26	グループホーム あぐりの家 (三沢市栄町3-140-622)	0176-27-6245	社会福祉法人 誠友会 (おいらせ町向山東二丁目2の1263)	4	-							○			
27	児童発達支援・放課後等デイサービス わがんせ (三沢市大字三沢字堀口17-718)	0176-58-6620	社会福祉法人 北心会 (十和田市西二十一番街6-14)	10	-							○(児)			
28	就労継続支援B型事業所 ワークランドつばさ (三沢市大字三沢字戸崎101-1552)	0176-59-2600	社会福祉法人 三沢市社会福祉協議会 (三沢市幸町3-11-5)	30	3							○			
	28施設		10法人	267	40	17	21	3	2	2	1	6	1	2	1